

－厚生労働省－

第三者行為災害において取得した求償権について、求償債権額の算出誤りを防止するためのチェックシートを配布し、その活用を図ることとし、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について十分な確認を行ったりすることなどにより、求償事務が適切に行われるよう改善させたもの

過小に算出されるなどしていた求償債権額(収入) 3億8860万円

1 第三者行為災害において国が取得する損害賠償請求権等の概要

(1) 第三者行為災害において国が取得する損害賠償請求権の概要

厚生労働省は、労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に関して、被災労働者等に対して療養補償給付、療養給付、休業補償給付、休業給付等の保険給付(労災保険給付)を行っている。

労災保険法によれば、政府は、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じた場合(第三者行為災害)において、労災保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、労災保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権(求償権)を取得するとされている。

第三者行為災害において国が求償を行う相手には、損害賠償責任を負う第三者のほか、第三者が加入している保険会社等がある。

(2) 療養補償給付等の概要

厚生労働本省が定めた「労災保険給付事務取扱手引」等によれば、業務上の負傷又は疾病(業務災害)の場合に支給する療養補償給付及び通勤による負傷又は疾病(通勤災害)の場合に支給する療養給付(これらを「療養補償給付等」)の方法は、都道府県労働局長の指定する病院、薬局等(指定医療機関)による療養そのものを給付することが原則とされており、指定医療機関は、都道府県労働局(労働局)に対して診療に要した費用を請求することとなっている。そして、労働局は、指定医療機関から診療費請求内訳書等の送付を受けたときは、労災保険給付の対象として適正であるかなどの審査点検を行うこと、既に支払った療養補償給付等について、その一部又は全部の過誤払等を発見したときは、指定医療機関等に対して返納を求めることとされている。

(3) 休業補償給付等の概要

労災保険法によれば、労災保険給付のうち、業務災害の場合に支給する休業補償給付及び通勤災害の場合に支給する休業給付(これらを「休業補償給付等」)の支給額は、原則として、1日につき給付基礎日額^(注1)の100分の60に相当する額とすることとされている。

(注1) 給付基礎日額 原則として、業務若しくは通勤による負傷が発生した日又は診断によって業務若しくは通勤による疾病の発生が確定した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した平均賃金に相当する額とし、1円未満を切り上げるなどして算出した金額

(4) 国が求償権を行使することができる額の算出方法

厚生労働本省が定めた「第三者行為災害事務取扱手引」によれば、国が求償権を行使することができる額(求償債権額)は、原則として、被災労働者に生じた総損害額に第三者の過失割合を乗ずるなどした額と、労災保険給付額とを比較していずれか低い額とすることとされている。また、被災労働者に生じた総損害額のうち、治療費に係る損害額は、療養補償給付等の範囲と同一の基準により算定される額とすること、休業に係る損害額は、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額とすることとされている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) 求償債権額の算出に当たり、休業に係る損害額について、誤って休業補償給付等の支給額と同

額を計上するなどして求償債権額が過小となっていた事態

求償債権額の算出に当たり、総損害額のうち休業に係る損害額について、正しくは給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額とすべきところ、誤って、給付基礎日額に100分の60を乗ずるなどした休業補償給付等の支給額と同額を計上するなどして算定し、これを用いて算出した総損害額に第三者の過失割合を乗ずるなどした結果、労災保険給付額を下回る額を求償して、求償債権額が過小となっていた事態が6労働局において400件見受けられた。

(注2) 6労働局 北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡各労働局

- (2) 保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、労働局においてその妥当性について十分な確認を行わないまま、減額に応ずるなどしていた事態

求償の相手方である保険会社から、治療費等に係る損害額に労災保険給付の対象とならないものが含まれている疑義があることなどを理由に求償債権額の減額請求があった場合に、労働局において、その妥当性について診療費請求内訳書の審査点検を行った担当部署に十分な確認を行わないまま、請求どおりに減額に応じていた事態が10労働局において144件見受けられた。

上記の144件については、減額請求の妥当性について十分な確認を行った上で、労災保険給付の内容に誤りがなかった場合には、減額に応ずる必要はなかったものである。一方、仮に労災保険給付の内容に誤りがあり減額請求に応ずるべきであった場合には、指定医療機関等に支払った労災保険給付のうち過誤払分の返納を求めることとされているが、上記の144件については、過誤払分の返納を求める処理が行われていなかった。

(注3) 10労働局 北海道、茨城、東京、神奈川、滋賀、大阪、兵庫、奈良、福岡、長崎各労働局

このため、(1)及び(2)の事態に係る10労働局の502件について、求償債権額が平成27年度2億4583万円、28年度1億4277万円、計3億8860万円過小に算出されるなどしていた。

このように、労働局において、第三者行為災害に係る求償債権額の算出に当たり、休業に係る損害額について、誤って休業補償給付等の支給額と同額を計上するなどして求償債権額が過小となっていたり、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について担当部署に十分な確認を行わないまま、請求どおりに減額に応ずるなどしていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、29年8月に事務連絡を発出するなどし、次のような処置を講じた。

ア 10労働局に対して、求償債権額が過小に算出されるなどしていた502件について、求償が可能なものについて速やかに、第三者、保険会社等に対して求償を行ったり、指定医療機関等に対して過誤払分の返納を求めたりすることを指示した。

イ 労働局に対して、求償債権額の算出誤りを防止するためのチェックシートを配布し、その活用を図ることを指示した。

ウ 労働局に対して、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について十分な確認を行った上で、労災保険給付の内容に誤りがなかった場合には減額請求に応ずることなく適切に求償を行い、労災保険給付の内容に誤りがあった場合には指定医療機関等に対して確実に過誤払分の返納を求めることを指示した。